運送事業者に対する行政処分（令和8年10月分）

（自動車運送事業安全監理室）

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点　数	営業所 点数
一般貨物	令和8年10月28日	城山運輸株式会社（法人番号7220001015357）　代表者三浦光一	石川県七尾市矢田町四号５２番地1	本社営業所	石川県七尾市大田町１１２部7番１５号	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年7月18日、車輪脱落事故を惹起したとして監査を実施。5件の違反が認められた。（1）事業用自動車の安全性の確保義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の3）（2）定期点検整備等の未実施（安全規則第3条の3）（3）定期点検整備等の未実施（安全規則第3条の3）（4）点検整備記録簿等の記載違反等（安全規則第3条の3）（5）点検整備記録簿等の記載違反等（安全規則第3条の3）	4	4
一般貨物	令和8年10月28日	上昇運輸株式会社（法人番号9220001008128）　代表者入井雅也	石川県金沢市専光寺町レ３－３０	本社営業所	石川県金沢市専光寺町レ３－３０、３－９	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第1項、法第9条第3項後段、法第15条第1項第1号、法第15条第4項、法第23条	令和7年12月17日、救護義務違反を引き起こしたとして監査を実施。12件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可違反（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条第1項第5号）（2）事業計画変更の事後届出違反（施行規則第7条第1項第3号）（3）過労運転の防止措置義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（4）過労運転の防止措置義務違反（安全規則第3条第4項）（5）点呼の実施違反（安全規則第7条第3項）（6）点呼の記録違反（安全規則第7条第5項）（7）運行記録計による記録違反（安全規則第9条）（8）運転者等台帳（安全規則第9条の5第1項）（9）「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反（安全規則第10条第1項）（１０）指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）（１１）指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）（１２）自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反（貨物自動車運送事業法第23条）	9	9

一般貨物	令和8年10月29日	有限会社河内産業（法人番号3100002034735） 代表者柴敏彦	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8685番地3	本社営業所	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8685番地3	輸送施設の使用停止（80日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年10月29日、監査方針に基づき監査を実施。7件の違反が認められた。（1）過労運転の防止措置義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（2）点呼の実施違反（安全規則第7条第1項～第3項）（3）点呼の記録違反（安全規則第7条第5項）（4）業務の記録違反（安全規則第8条）（5）運転者等台帳（安全規則第9条の5第1項）（6））「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反（安全規則第10条第1項）（7）指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。